

中津市監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和元年度財政援助団体監査の結果を 別紙のとおり公表する。

令和元年5月30日

中津市監査委員 永松末利

中津市監査委員 林 秀明

# 財政援助団体監査結果報告書

# 1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
中津市ロケツーリズム推進 協議会	左記の財政援助団体 が平成30年度(平成 30年4月1日〜平成 31年3月31日)に 本市から交付を受けた 補助金に係る出納その 他の事務	令和元年5月8日 ~5月30日
いきいき今津まちづくり協 議会		
宗教法人 薦神社		

# 監査を実施した監査委員 永松 末利 ・ 林 秀明

# 3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の財政援助団体及び当該補助金を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

#### 4. 監査の着眼点

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、交付額及びその時期、方法、手続きは適正であるか、財政援助団体への指導監査は適切に行われているか、また、財政援助団体における支出の会計経理は適正か、領収書等の証拠書類の整備は適切か、補助事業が計画的且つ、交付条件に従って実施され、十分な効果が挙げられているか等に重点をおき監査を実施した。

#### 5. 監査の結果

財政的援助に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各事業は公益性、公平性、有効性があり事業計画及び補助金交付条件に沿って実施され、公益事業として一定の効果を示し、概ね適正に事業の執行及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、 以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和元年 6月28日(金)までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、財政援助団体を対象に行ったものではあるが、 所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の 改善を要望するとともに、あわせて交付団体への指導の強化を図られ、 今後の事務処理に万全を期されたい。

# 【中津市ロケツーリズム推進協議会】

- (1)補助金等名 中津市ロケツーリズム推進協議会補助金
- (2)所管部局・課 総務部秘書広報課
- (3)財政援助の目的

当補助金は、中津市に映画等のロケ(撮影)を誘致し、ロケを通じて地域活性化を図ることを目的とした協議会に必要な経費を補助する。

- (4) 事業の概要
  - I. 事業費 2,370,988円
  - Ⅱ. 事業内容

映画やドラマなどの制作関係者も数多く集まる、ロケ地とご当地グルメでNo.1を選出するイベント「全国ふるさと甲子園」に参加し制作関係者に対する市の知名度アップを図った。また、制作関係者を中津市に招いてロケ地になりそうな場所を実際に見てもらう「ロケハンツアー」を開催し、同ツアーの内容を制作会社がよく読んでいる雑紙「ロケーションジャパン」に掲載することでロケ地としての市の魅力を発信した。

- Ⅲ. 財政援助額 2,284,925円
- (5)監査の結果
  - I. 団体に対する事項

(要望事項)

- ①支出事務において請求書の添付漏れ等一部に不備が見受けられたので、 適切な会計処理に努められたい。
- Ⅱ. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①中津市ロケツーリズム推進協議会補助金交付要綱第13条第3項に記載されている、概算払いを受けた際に必要な、補助金交付精算書の提出を求めず補助金額の確定を行なっていた。要綱に沿った事務処理を求める。

(要望事項)

②補助金交付要綱第3条第2項の補助対象経費において、補助事業を実施するために必要な経費が明確でないため、要綱の見直しを検討されたい。

# 【いきいき今津まちづくり協議会】

- (1)補助金等名 中津市周辺地域振興対策事業補助金
- (2) 所管部局・課 企画観光部地域振興・広聴課
- (3)財政援助の目的

当補助金は、今津地域の住民が主体となって地域の振興及び活性化に資する事業を実施することにより、当該地域の住民が安心し、元気で活気に満ち、地域に誇りを持って暮らせるようにすることを目的とした協議会に必要な経費を補助する。

# (4)事業の概要

- I. 事業費
- 1,360,147円
- Ⅱ. 事業内容

三世代交流運動会などのイベント開催、地域の環境美化や保安・福祉などの地域課題に向けた活動を行い、地域住民の交流はもとより、地域外の人・企業との交流を図ることで、今津地域の活性化に繋げた。

- Ⅲ. 財政援助額 1,000,000円
- (5)監査の結果
  - I. 団体に対する事項

(指摘事項)

- ①収入に関する伝票や出納簿の作成がなかったので、的確な会計処理に努めることを求める。
- ②会計処理において一部不必要な支出事務が見受けられたので改善を求める。

(要望事項)

- ③事業費補助については、交付決定後に着手することが原則でありながら交付決定前に事業を行なっていた。適切な事業運営を望む。
- ④部会である福祉部が事業実施している「ふれあいサロン」は別会計での 処理を行っていたため、事業費ではなく補助金での支出に改善するよう求 める。
- ⑤決算書の記載方法に誤りがあったため修正を求める。
- Ⅱ. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①補助金交付申請書や実績報告書等については、記載内容を精査確認のうえ、適正な書類の受領を求める。

#### (要望事項)

②補助金交付要綱第6条補助対象外経費を中津市補助金事務ガイドラインに示されている補助対象経費に沿うよう検討されたい。

# 【宗教法人 薦神社】

- (1)補助金等名 大貞総合運動公園三角池清掃補助金
- (2) 所管部局・課 建設部都市整備課
- (3) 財政援助の目的

当補助金は、薦神社が県指定文化財である三角池の連藻除草及び清掃を実施することにより、市民に広く親しまれる憩いの場を提供することを目的とした団体に必要な経費を補助する。

#### (4) 事業の概要

I. 事業費

2, 120, 000円

# Ⅱ. 事業内容

大分県の天然記念物に指定されている大貞総合運動公園三角池の除草や 清掃事業を実施した。池の水生植物群の生態系や、公園及び史跡の美観を 保つことにより、市民の憩いの場や観光名所として、維持活用された。

Ⅲ. 財政援助額 1,440,000円

# (5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(要望事項)

- ①事業完了日から実績報告書や請求書の提出に時間を要していたことから、速やかに提出することを求める。
- ②決算書において、提出された証拠書類と照合した結果、記載方法に誤りがあったため決算書の修正を求めた。今後は適正な会計処理を行なうことを望む。

# Ⅱ. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①実績報告書に添付してしている写真が少量ですべての事業確認が難しいため、確認方法の改善を求める。

(要望事項)

- ②補助金交付決定通知書の交付条件について、要綱どおりに記載されていなかったため、通知書の是正を求める。
- ③事業完了日から交付額の確定まで時間を要していることなど適宜な事務 処理がされていないことから、申請者に対しての指導を求める。